



公共建設工事における県内産資使用について（通知）

技術基準の種類:環境建設副産物
通知日:平成10年6月10日

管 第 136 号
平成10年6月10日

各 土 木 事 務 所 長 } 様
鳥 取 港 湾 事 務 所 長 }

土 木 部 長

公共建設工事における県内産資材の使用について（通知）

このことについては、工事契約時の現場説明書に「工事に要する資材の調達に当たり、極力県内産資材の購入及び県内取扱業者からの購入に努めること」と明記して、県内産業の活性化と県内企業製品の需要拡大を推進しているところですが、今後とも請負業者に対して極力県内産資材の購入及び県内取扱業者からの購入に努めるよう協力要請するとともに、設計段階から経済性に配慮した上で極力県内産資材が使用可能な工法を採用する等県内産資材の使用に配慮するよう貴所属職員に周知してください。

また、土木建築資材の県内生産状況一覧表を添付しますので参考にしてください。

なお、当一覧表は現時点で把握しているものですので、今後変わる可能性があることを御承知ください。

おって、関係団体に別添写しのとおり通知しましたので、御承知ください。